

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事



協議者 住 所 徳島県小松島市豊浦町 1-27

日本製紙私有地内

氏 名 阿波製紙株式会社 新小松島工場

工場長 喜多 実

電話番号 0885-39-0410

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	藤本産業株式会社 代表取締役 藤本 明大
		住所又は所在地	香川県高松市松並町 564 番地
		事業場の所在地	香川県高松市松並町 564 番地
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	製紙スラッジ
		種類	汚泥
		性状	固形状
		1年当たりの最大搬入量	720ton/年
	排出事業場	名称	阿波製紙株式会社 新小松島工場
		所在地	徳島県小松島市豊浦町 1-27 日本製紙私有地内
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	別紙1のとおり
当該産業廃棄物を運搬する者		氏名又は名称及び代表者の氏名	日生開発株式会社 代表取締役 立花 真奈
		住所又は所在地	香川県高松市寿町一丁目 4 番 3 号

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙 2 記載のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	ダンプ車にて運搬し、荷台上部はフォローにて養生を行い飛散防止とする。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	立花 真奈 087-822-0591
	搬入開始予定年月日	協議書承認後まもなく開始予定
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	無	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

搬入経路図

出発地 徳島県小松島市豊浦町1-27 日本製紙私有地内
阿波製紙(株)新小松島工場

↓		
右折	県道218号線	900m
↓		
左折	県道217号線	1.2km
↓		
右折合流	徳島南バイパス	4.7km
↓		
右折	県道212号線	3.6km
↓		
左折	県道120号線	700m
↓		
右折	県道129号線	900m
↓		
IC	徳島津田インターチェンジ	
↓		71.2km
IC	高松中央インターチェンジ	
↓		
合流	県道43号線	200m
↓	(佐古東交差点)	
右折	国道11号線	4.2km
↓	(峰山口交差点)	
右折	県道172号線	600m
↓	(西ハゼ交差点)	
左折	県道266号線	200m
↓		
右折	香川県高松市松並町564番地 藤本産業 (株)	

所要時間 1時間30分 距離 88.4km